

認定医制度規則

令和1年 11月 1日制定

第1章 総則

第1条

この制度は、小児感染症およびそれに関連する感染免疫に関する臨床医学の健全な発展普及を促し、小児に対する優れた総合診療能力を土台とし、小児感染症診療の知識と実践に優れた医師を育成することにより、地域医療に貢献することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するために、日本小児感染症学会は小児感染症認定医（以下認定医という）を認定する。

第3条

本制度の維持と運営は小児感染症専門医検討委員会（以下専門医委員会という）があたる。

第4条

専門医委員会は、業務運営に必要な各種ワーキンググループを編成することができる。

第2章 認定医の資格

第5条

認定医の認定を申請できる者は次の各項を満たす者とする。

- 1) 基本領域学会の専門医で日本小児感染症学会の会員
- 2) 日本小児感染症学会会員歴3年以上、会費を完納していること
- 3) 日本小児感染症学会総会・学術集会に1回以上参加していること
- 4) 日本小児感染症学会認定医試験に合格すること

第3章 認定医認定の方法

第6条

認定医試験の受験を希望する者は、オンライン上で試験申請を行う。
申請方法については細則1に定める

第7条

専門医委員会は有資格者（第9条1）～3）の項目を充たす者）を対象に認定医試験を実施し、評価を行う。実施方法については細則2に定める。

第8条 認定医試験

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1) 試験回数 | 認定医取得時 |
| 2) 試験実施 | 年1回 WEB 試験 |
| 3) 受験資格 | 認定医の条件 |
| 4) 認定にかかる費用 | 受験料（1万円）、合格認定時の認定料（2万円） |

第9条

専門医委員会は認定医試験結果を総合的に評価し、認定試験の合否を理事会に報告する。

第10条

日本小児感染症学会は合格者に対し認定証を交付する。

第11条

認定期間は5年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することは出来ない。

第4章 認定医資格の更新

第12条

専門医委員会は、認定を受けてから5年を経たときに、専門医委員会の定める要件（細則3）を満たした者について、認定更新の審査を行い、認定医資格を更新する。認定更新手続きについては細則4に定める。

- 1) 日本小児感染症学会会員であること
- 2) 感染症関連の活動記録の提出（必要研修点数の取得）
- 3) 必須基本単位として日本小児感染症学会総会・学術集會に1回以上参加していること

第5章 認定医資格の喪失

第13条

認定医は次の事由により、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、認定医としての資格を辞退したとき
- 2) 日本小児感染症学会会員の資格を喪失した時

- 3) 申請書類に虚偽が認められた時。
- 4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時。
但し、留学や健康上、その他の事由により更新条件を満たせなかった場合は、その期間を除外する。詳細については細則 5 に定める。
- 5) 認定医としてふさわしくない行為のあった者。

第 6 章 本制度の運営

第 14 条

この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に定める。

第 7 章 規則の施行、改廃

第 15 条

この規則の改廃は専門医委員会の議を経て、日本小児感染症学会理事会評議員会で決定する。

第 16 条

この規則は令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

附則

- 1 本制度による認定医試験は令和 1 年度から実施する。

日本小児感染症学会認定医制度施行細則

令和1年 11月 1日制定

細則1 認定医試験の申請

オンライン上で申請する。受験料はオンライン決済する。

受験を希望するものは氏名、生まれ年、所属施設、都道府県、経験年数、日本小児感染症学会の会員番号、メールアドレスなどを申請フォームに入力し、ログインID、ログインパスワードおよび試験URLを受け取る。

細則2 認定医試験の実施

- 1 有資格者に対して認定医の試験を行う。
- 2 問題作成は専門医検討委員会が作成する。
出題問題数=40題、試験時間=60分
問題タイプは次のいずれかを用いる。
Aタイプ X2タイプ

細則3 認定医更新の要件

日本小児感染症学会認定医は認定を受けてから5年後、以下の4条件を満たしている場合、認定医資格の更新を申請することができる。

1. 日本小児感染症学会会員および基本領域学会会員であること
2. 感染症関連の活動記録を提出すること
3. 必須基本単位として、日本小児感染症学会総会・学術集會に5年間のうち1回以上参加していること。必須の感染症診療・活動のいずれかを行っていること
4. 5年間で研修単位数50単位以上を取得していること

単位取得になる企画は次の通りである。

日本小児感染症学会総会・学術集會出席	10
同 筆頭演者	5
同 共同演者	3
小児感染免疫 論文筆頭著者	10
同 共著者	5

本会が指定した学会 ^{1) 2)} の年次集会出席	3
同 筆頭演者	5
同 共同演者	3
学会誌等への論文掲載 筆頭著者 ³⁾	5
同 共著者	3
その他の単位取得該当集会 ⁴⁾ への出席	3
同集会での感染症関連の内容の発表の筆頭演者 ⁵⁾	5
5年間、感染症診療・学術活動に貢献したことの証明書 ⁶⁾	10～30

- 1) 日本小児感染症学会総会・学術集会、学術集会中の教育講演、シンポジウム
- 2) 関連学会：日本医学会総会、日本感染症学会、日本医真菌学会、日本ウイルス学会、日本衛生動物学会、日本化学療法学会、日本寄生虫学会、日本結核病学会、日本呼吸器学会、日本細菌学会、日本熱帯医学会、日本ハンセン病学会、日本アレルギー学会、日本周産期・新生児学会、日本臨床ウイルス学会、日本ワクチン学会、日本環境感染学会、日本臨床微生物学会、アジア小児感染症学会、国際小児科学会など感染症に関連する国際学会
- 3) 上記学会誌およびその他レフリー制度が確立している内外の学術誌で、感染症に関連する論文掲載
- 4) 都道府県小児科医会、都道府県小児保健協会、地域または一般都市規模の小児科関連の研修集会、日本学校保健学会、日本思春期学会、小児保健セミナー、日本小児科医会生涯研修セミナー。日本医師会生涯教育制度（5年毎の単位と個別の医師会主催の講演会など）
- 5) 上記学会誌および、その他レフリー制度が確立している内外の学術誌で、感染症に関する論文掲載
- 6) 感染症診療、院内感染対策、地域感染対策、予防接種を通じ、申請者が感染症の診療や学術活動に貢献していることを証明するもので、1 小児感染症の診療、または行政活動、2 学校医・園医、3 予防接種のいずれかが必須10単位、4 所属施設の院内感染症対策（ICD,ICT）、5 医師会や小児科医会における感染対策活動、6 医学生・研修医に対する小児感染症教育、7 一般市民への小児感染症に関する啓発活動はそれぞれ5単位（合計10～30単位）、日本小児感染症学会評議員、所属施設長、地区医師会長、保健所長等が証明書発行者となる。

尚、単位取得の対象となる学会の開催時期、論文の出版時期は、申請者の認定医認定期間内に開催、出版されたものが対象となる。

細則4 認定更新の手続き

申請期間までに以下の書類を専門医委員会に提出する

- 1 認定資格更新申請書
- 2 単位取得を確認する書類
 - 1) 所定用紙に貼付した、学術集会に参加したことを証明する書類
 - 2) 申請講演演者がわかるプログラムまたは抄録のコピー
 - 3) 申請論文掲載誌の論文のコピー（論文の1頁目および2頁目）
 - 4) 5年間に感染症診療・学術活動に貢献したことの証明書
- 3 基本領域学会の専門医または認定医の認定証のコピーまたは証明書

以下の事由により、更新申請ができない場合はその理由、希望延期期間を記載した更新延期願いを審議会に申し出ること

- (1) 留学・海外勤務
- (2) 病気療養
- (3) 出産・育児
- (4) 災害（被災・被災支援等）
- (5) その他（更新点数不足等）